

入札説明書

ログローダの売却に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年7月7日

2 競争入札に付する事項

ログローダ売買契約

規格 TCM タイヤショベル 830-Z

取得年月日 平成6年1月13日

累計稼働時間 約1,500時間

最終特定自主検査日 令和7年4月1日

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行例第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、大分県知事の認定を受けた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書兼誓約書を令和7年7月23日（水）午後5時までに、下記4に掲げる部局に提出した者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県農林水産部 林務管理課 管理予算班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-3813

メール a16050@pref.oita.lg.jp

(2) 日時

令和7年7月7日（月）から同年7月23日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

5 物品確認の場所及び日時

(1) 場所

大分県林業研修所

〒879-5114 由布市湯布院町川北 899-91

電話 0977-85-2488

(2) 日時

上記4に同じ

ただし、物品を確認する際は、必ず大分県林業研修所に事前連絡を行い、職員の案内に従うこと。

6 競争入札及び開札の場所及び日時

(1) 入札場所 大分県庁舎 本館8階83会議室

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

※入札控室：大分県庁舎 本館9階 92会議室

(2) 日 時 令和7年7月28日（月）10：00～

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場行うものとする。

8 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

9 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則(昭和 39 年大分県規則第 22 号)第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の最高の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

11 入札参加時の注意点

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

12 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

13 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による売買契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記 12 に掲げる契約保証金を添えて提出すること。

14 売買代金納入期限

売買契約締結の日から起算して 15 日以内に期限を設定する。